播磨わくわく講座

「安心してくらせる町にしたいなぁ」「もっと播磨町のことを知りたいなぁ」

問合せ・申込み

企画グループ	申し込み前に電話などでご相談いただければ、日程調整がスムーズに進みます。 ☎079（435）0356　FAX079（435）0609

播磨わくわく講座は、住民の皆さんが主催する会合や催しに町職員や専門家が出向き、町政の現状やくらしの中で知っていると役立つ内容の講座を行います。講座を受講することにより、まちづくりについて理解を深めていただき、住民と行政が協働して、住みよいまちをつくることを目的としてつくられた講座です。

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当分の間受付を休止します。再開時期につきましては、決まり次第お知らせします。

<申し込みできる方は>
原則として、町内に在住、通学、通勤している**5人以上の**団体・グループなら誰でも申し込みできます。（講座㉘・㉙を除く）

<申し込み方法は>
実施日の1ヵ月前までに、播磨わくわく講座申込書を企画グループへ提出してください。
詳しくは下記をご覧ください。

<開催時間と場所は>
平日・休日を問わず、午前９時から午後９時までの間で２時間以内（講座㉘・㉙を除く）とし、開催場所は、公共施設・集会施設などで、町内に限らせていただきます。

<会場の手配は>
この講座は、住民の皆さんが主催する催しに、講師を派遣する制度です。会場の手配や催しの周知、当日の進行などは、主催者側でお願いします。

<講師料は>
講師料は無料ですが、講座によっては、材料費や資料代などが必要になる場合があります。

<利用できない場合は>
①公の秩序を乱し、または善良な風俗を阻害するおそれのあるとき。
②政治、宗教または営利を目的とした催しなどを行うおそれのあるとき。
③ 播磨わくわく講座の目的に反しているとき。

<注意事項>
①この講座は、苦情などをお聞きする場ではありません。
②講座の時間は、当初予定した時間内に終わるようにお願いします。
③その場で説明できない内容がある場合も予想されますので、ご了承ください。
④日程については、講座の内容、講師の都合などにより、調整させていただく場合があります。

役場職員以外の講師が担当する講座もあります

次の講座は警察官（加古川警察署）による講座です。以下の条件がありますので、ご注意ください。

講座㉘「犯罪から命と財産を守るために」、講座㉙「守ろう！交通ルール」

▶**団体**　30人以上の団体・グループ　▶**時間**　平日の午前10時から午後４時までの間で２時間以内

●わくわく講座の利用手順

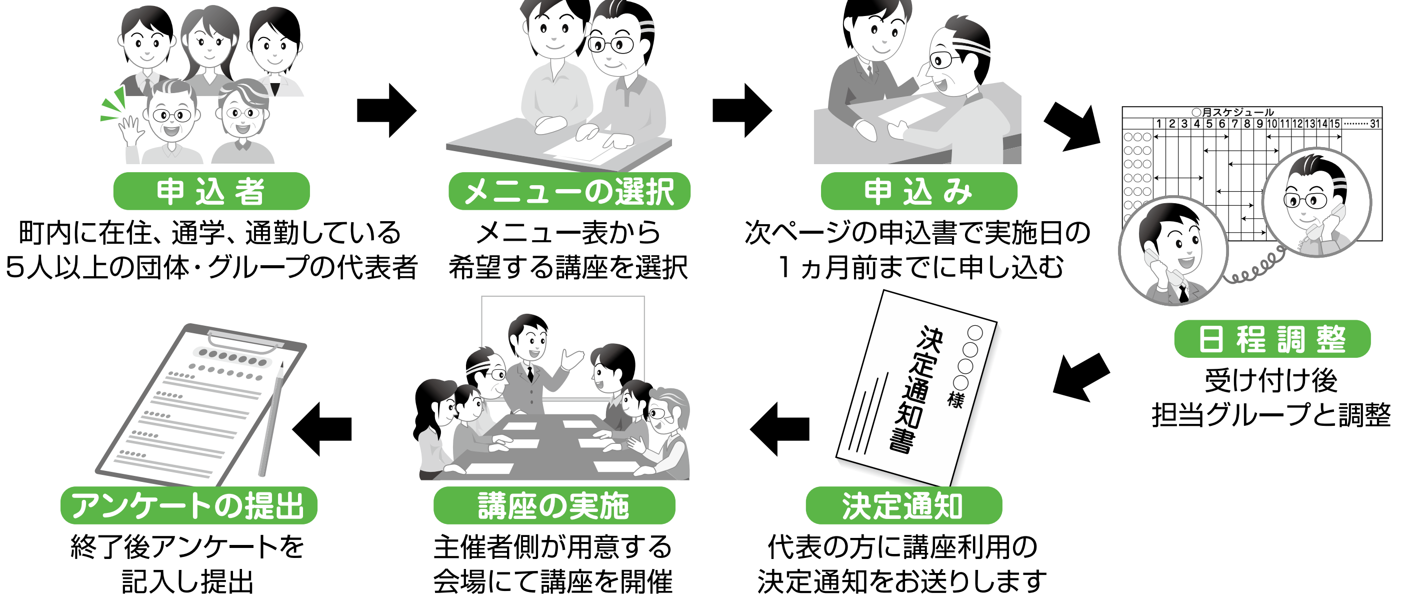

このページは点線で切り取って保管してください。

切り取って保存してください

後期高齢者医療の保険料率を決定しました

▶**問合せ**　保険年金グループ☎079（435）2581
兵庫県後期高齢者医療広域連合（コールセンター）☎078（326）2021

後期高齢者医療制度の保険料を決める基準である保険料率（均等割額と所得割率）は２年ごとに見直します。令和２年度、３年度の保険料率が決まりましたのでお知らせします。

●兵庫県後期高齢者医療広域連合の保険料率

	均等割額	所得割率	賦課限度額
令和2・3年度	51,371円	10.49%	640,000円
平成30年度 令和元年度	48,855円	10.17%	620,000円

●保険料額の個別の通知

個人ごとの保険料額は７月中旬に送付する保険料額決定通知書でお知らせします。

●兵庫県の令和２年度保険料の計算方法

年間の保険料は被保険者一人ひとりが等しく負担する「均等割額」と前年の所得に応じて負担する「所得割額」を合計します。

均等割額 51,371円 ＋ **所得割額**（総所得金額など※－330,000円）×所得割率10.49% ＝ **保険料額（年額）**（上限640,000円）

※総所得金額等とは収入額から次の控除額を引いた金額です。（公的年金等控除額、給与所得控除額、必要経費。ただし、所得控除額（社会保険料控除額、扶養控除額等）は含みません）

●所得の低い人に対する軽減

世帯（世帯主と世帯内の被保険者）の令和元年中の総所得金額等が一定の金額以下の人は、令和２年度に次のとおり均等割額が軽減されます。
※65歳以上の公的年金受給者は、総所得金額等から年金所得の範囲内で最大15万円を控除し、軽減判定します。

総所得金額等（被保険者＋世帯主）が次の基準額以下の世帯		軽減割合（軽減後均等割額：年額）
基礎控除額（330,000円）	世帯内の被保険者全員の各所得が0円（公的年金等控除額を800,000円として計算）	７割（15,411円）
	上記以外	7.75割（注1）（11,558円）
基礎控除額（330,000円）＋285,000円（注2）×被保険者数		５割（25,685円）
基礎控除額（330,000円）＋520,000円（注3）×被保険者数		２割（41,096円）

（注1）本来は７割軽減ですが、特例措置により7.75割軽減となります。
（注2）令和元年度の280,000円から拡充されました。
（注3）令和元年度の510,000円から拡充されました。

●被扶養者だった人の軽減

制度に加入する前日に、会社の健康保険などの被用者保険の被扶養者だった人は、所得割額がかからず後期高齢者医療制度の被保険者となってから２年間は均等割額が５割軽減され、年額25,685円となります。
なお、国民健康保険・国民健康保険組合に加入していた人は対象となりません。
※被扶養者だった人でも、世帯の所得が低い方の軽減を受けることができます。ただし、両方受けることができる場合は、軽減割合の高い方が適用されます。

年金

学生納付特例制度があります

▼**問合せ**　加古川年金事務所
☎079（427）4740
保険年金グループ
☎079（435）2581

学生納付特例制度

日本国内に住むすべての人は、20歳から国民年金の被保険者となり保険料の納付が義務づけられています。学生については、申請により在学中の保険料の納付が猶予される「学生納付特例制度」があります。本人の所得が一定以下の学生が対象です。

▼**申請**
学生納付特例申請書を提出してください

▼**必要書類**
①年金手帳または納付書など基礎年金番号のわかるもの
②学生証または在学証明書
③印鑑（朱肉を使うもの）

▼**申請先**
保険年金グループまたは加古川年金事務所

昨年度以前に学生納付特例の承認を受け、令和２年度も在学予定である場合は、４月の始め（※）にはがき形式の学生納付特例申請書が送付されます。このはがきに必要事項を記入し返送することで、申請が可能です。
在学校が変更になった場合ははがきではなく、新たに申請書を提出してください。
※はがきが5月、６月に届く場合もあります。

▼**追納**
学生納付特例の承認から10年以内であれば、承認された期間の保険料を追納することができます